スタートします！
東久留米発！地域資源活用事業プロジェクト

市では、東久留米市地域産業推進協議会を設置して、柳久保小麦などの地域資源や魅力を地域の活力ある産業に結び付ける産業振興の取り組みを行っています。

このたび同協議会では、取り組みの一環として「東久留米発！ 地域資源活用事業」を実施するに当たり、次の2点について広くアイデアを募集します。

※この事業は、宝くじの助成金で実施しています。

①柳久保小麦ふすま活用プロジェクト
「柳久保小麦ふすま活用レシピ」を募集します

地域資源に指定されている〝幻の小麦〟「柳久保小麦」の製粉時に発生する「ふすま（※）」の有効活用を図るため、このふすまを使用した加工食品（菓子・パンなど）、化粧品などへの活用のアイデアを募集します。併せて製品化に協力いただける事業者を募集します。事業者自らのアイデアも歓迎します。

※小麦の皮に当たる小麦ふすまは、不水溶性の食物繊維で、水分をたくさん吸収する性質を持っています。カルシウム、マグネシウムなどのミネラル分を含み、鉄分も豊富です。

②マスコットキャラクター制定プロジェクト
「マスコットキャラクター」のイラストを募集します

東久留米の魅力を市内外にPRするため、市の地域資源を活用した、末永く市民から愛されるマスコットキャラクターのイラストを募集します。採用されたキャラクターは、各種印刷物に使用するほか、イベントなどで活躍する着ぐるみにも活用する予定です。応募作品は同協議会で優秀賞5点以内に絞り、市民の皆さんの投票結果を踏まえて最優秀賞1点を決定します

※マスコットキャラクターの投票用紙は11月中旬～30日（水）の期間に、産業振興課（市役所6階）、東部・南部・西部の各地域センターに設置するほか、11月12日（土）・13日（日）に開催される「市民みんなのまつり」において設置する専用ブースで配布します。なお、24年3月にキャラクターのお披露目イベントを開催する予定です。

①②の共通事項

【応募資格】どなたでも応募できます

【応募作品の要件】オリジナルであること

【権利の帰属】応募のレシピならびにイラストの著作権や使用権など、一切の権利は東久留米市に帰属するものとします

【応募方法】10月30日（日）までに（必着）、指定の応募用紙（産業振興課〈市役所6階〉、各地域センター、市内の各図書館で配布または市ホームページから取得できます）に必要事項を記入の上、〒203－8555、市役所産業振興課あて郵送または直接持参、電子メール（sangyoshinko@city.higashikurume.lg.jp）で受け付けます

詳しくは同課☎470・7743へ。

募集

市臨時職員（保育課）

【応募資格】ワードおよびエクセルなどのパソコン操作が可能な方。税に関する知識を有していればなお可

【業務内容】①文書事務全般（書類整理・書類作成・データ入力）②来客対応③税資料を元にした各種計算補助事務など

【募集人数】1人

【雇用期間など】11月1日～24年3月31日。勤務時間は午前8時半～午後5時

【報酬】市規定による（交通費相当額は別途支給）

【勤務場所】保育課（市役所2階）

【申し込み方法】10月14日（金）までに（必着）、履歴書（市販のもので可。写真添付）を保育課へ直接持参または、〒203－8555、市役所保育課あて郵送を。なお、提出書類は返却しません。

※採用は書類選考後、面接の上、決定します。

詳しくは同課管理係☎470・7745へ。

国民年金だより

ねんきんネットをご活用ください

「ねんきんネット」とは、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができるサービスです。

▼**いつでも最新の年金記録が確認できます**＝24時間いつでも、「ねんきん定期便」から新しい年金記録を確認できます

▼**記録の漏れや誤りの発見が容易になります**＝年金に加入していない期間、標準報酬額の大きな変動など、確認していただきたい記録が分かりやすく表示されています

▼**「私の履歴整理表」で記録の確認が容易になります**＝画面の指示に従って、「私の履歴整理表」が自宅で簡単に作成でき、年金記録の確認に役立ちます

▼**将来の年金額が試算できます**＝「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額は？」といった知りたい情報について、自宅でご覧になれるような機能を今年の秋以降追加していく予定です

※ご利用いただくには、あらかじめ日本年金機構ホームページからユーザーIDの発行申し込みを行う必要があります。

詳しくは同機構ホームページまたは「年金定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」☎0570・058・555（IP電話・PHSの方は☎03・6700・1144）へ。

みまもり支えあう地域へ
「みまもりネットワーク」「みまもり協力員」を紹介します

一人暮らしや高齢者のみの世帯の方で、日常生活に不安を抱えている高齢者の数が増えています。

「みまもりネットワーク」は、みまもりや声かけを行うことで不安や孤立感を取り除き、援助の必要な高齢者を早期に発見し、適切なサービスにつなげられるよう支援する仕組みです。

【対象】市内在住の65歳以上で一人暮らしの方および65歳以上の方のみの世帯の方で、みまもりを必要とする方。ただし、①親族による月1回以上の訪問がある方②介護保険などの公的サービスを利用している方、は除きます

【事業内容】申し込みをした方の自宅に地域包括支援センター職員が訪問し、「みまもり訪問計画」を立て、みまもり協力員がみまもりを実施します。みまもりの方法は「遠くからのみまもり」「月1回程度の声かけ」です。ただし、①相談業務②買い物・掃除などの家事援助③通院介助や医療行為④身元保証人、のようなことは行いません

※みまもり協力員とは、民生委員・自治会またはボランティアの方で、市から委嘱を受けた方です。

※みまもりネットワークの運営を行う地域包括支援センターとは、市から委託を受けた高齢者の総合相談窓口です。

◎市内の地域包括支援センターと担当地域

▼**東部地域包括支援センター**☎473・9996＝上の原、金山町、神宝町、氷川台、大門町、小山、東本町、新川町、浅間町

▼**中部地域包括支援センター**☎470・8186＝本町、幸町、中央町、南沢、学園町、ひばりが丘団地、南町、前沢一～三丁目

▼**西部地域包括支援センター**☎472・0661＝前沢四・五丁目、滝山、野火止、八幡町、柳窪、弥生、下里

詳しくは同支援センターまたは介護福祉課地域ケア係（内線2557・2502）へ。

ご存じですか
「違反対象物の公表制度」

違反対象物の公表制度は、消防署が立入検査によって把握した建物や事業所の消防法令違反の情報を公表する制度で、平成23年4月1日から始まりました。

公表の対象は、自動火災報知設備などの未設置違反や雑居ビルなどにおける防火管理の違反などを繰り返し行った防火対象物または事業所です。

詳しくは東久留米消防署予防課防火査察係☎471・0119（内線520）へ。

震災時の被害を減らすため
家具転倒防止器具の支給・取り付け支援を無料で行います

市では、震災時において家具などの転倒による被害を減らすため、希望する世帯に家具転倒防止器具を無償で支給します（1763世帯の募集枠を超えた場合は抽選とします）。また高齢者・障害者などで自力での取り付けが困難な世帯には、器具の取り付け支援を行います。

家具の転倒防止は、地震時の負傷防止対策として重要かつ効果的です。この機会に、ぜひお住まいの危険個所を点検し、申請してください。

過去に当事業の申請を行った世帯は、申請することができません。

家具転倒防止器具の支給

【対象】市内に居住し、住民登録または外国人登録をしている世帯

家具転倒防止器具の支給、器具の取り付け支援

【対象】市内に住所があり、自力で家具転倒防止器具を取り付けることが困難で、かつ次のいずれかの要件を満たす世帯

①65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯②要介護3以上の方を含む世帯（介護保険被保険者証、認定結果通知書）③身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方を含む世帯、難病医療費助成（都の医療証）を受けている方を含む世帯

《共通事項》

【申請書配布場所など】9月29日（木）から防災防犯課窓口（市役所2階203会議室）で配布します

【パンフレット配布場所】市役所、生涯学習センター、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部・南部・西部の各地域センター、地区センター、市内の各図書館

※申請書は防災防犯課のみの配布となります。

【申込み方法】土曜・日曜日、祝日を除く10月7日（金）～24日（月）の午前9時半～午後4時（正午～午後1時を除く）に、「家具転倒器具等助成申請書」に必要事項を記入の上、同課窓口で受け付けます（来庁できない方は、申込期間内〈消印有効〉に郵送でも可）

※募集枠（1763世帯）を超えた場合は抽選とします。なお、本事業は今回で終了となります。

【ご注意】支給・取り付けの申請は、いずれも1世帯1回限りです▼配布するパンフレットから、50ポイント以内で器具を選択することができます▼電話による申し込み受け付け・予約はできません

相談など、詳しくは防災防犯課（内線2223）へ。

受験生を持つ世帯主の方へ
受験生チャレンジ支援貸付事業のご案内

都では受験生（中学3年生・高校3年生）を持つ世帯主（生計中心者）に対し、学習塾などの費用や受験費用について無利子で貸し付けを行います。条件により返済も免除となりますが、この制度は一定以下の所得世帯の方が利用できます。

【事業の内容】現在、中学3年生・高校3年生および20歳未満の中学校・高校既卒者、高等学校卒業程度認定試験合格者などが高校・大学・専門学校などに入学するための受験料と、学習塾などの費用を貸し付けます

【貸付金】受験料貸付金＝中学3年生5万4000円、高校3年生など10万5000円▼学習塾等貸付金＝中学3年生および高校3年生など20万円（いずれも上限額）

【ご利用できる方】次の①～⑥のいずれも満たす方。①引き続き1年以上都内に居住している②20歳以上の世帯主（生計中心者）③課税所得が60万円以下または総収入が260万円以下（1人扶養の場合、1人増すごとに60万円加算）④預貯金などの保有資産が600万円以下⑤土地・家屋を所有していない（現在住んでいる土地・家屋は除く）⑥生活保護受給世帯でない⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない

※前記の要件のほか、連帯保証人が必要となります。

詳しくは市福祉総務課福祉政策係☎470・7741へ。